

富士見町不妊及び不育症治療助成事業のご案内



富士見町では不妊及び不育症の治療を行っている夫婦の経済的負担軽減を図るために、かかった治療費の一部を助成する事業を行っています。

- 助成を受けることができる人（いずれも該当している人）
- ・ 助成対象期間内に町内に住所がある夫婦である
 - ・ 医療保険に加入している

※夫婦以外の第3者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母・借り腹による不妊治療は除きます。

○助成内容

- ・ 医療機関証明書、領収書で確認できる費用が対象です。
- ・ 保険診療一部負担金および保険適用外医療費の2分の1、年間20万円を限度とします。
- ・ 不妊治療、不育症の治療の両方を申請された場合も合計の2分の1、年間20万円が限度額です。

※各健康保険で高額療養費及び附加給付金等がある場合、県の補助を受ける場合は、その額を控除した金額の2分の1の支給となります。

<申請の手続き方法>

1. まず事業認定を受けることが必要です。

- ① 「富士見町不妊及び不育症治療助成事業申請書」（様式第1号）と「富士見町不妊及び不育症治療助成事業 受診医療機関医師証明書」（様式第2号）を合わせて提出してください。
- ② 申請後、認定をされますと「富士見町不妊及び不育症治療助成事業認定通知書」（様式第3号）を送付いたします。

2. 認定されたら助成金を申請してください。

- ① 不妊及び不育症治療助成事業が認定された場合は、「富士見町不妊及び不育症治療助成事業助成金支給申請書」（様式第4号）を医療機関・薬局の窓口に提出して証明欄に記入してもらってください。その他、必要事項を記入して提出ください。
- ② 助成金支給申請書は、年度末に一年分まとめたの申請になりますが、月ごと等での申請も可能です。
- ③ 領収書などの不妊及び不育症治療に要した費用が確認できる書類を添付してください。（原本を確認した後、返却いたします）
- ④ 高額療養費に該当する場合は、高額療養費を先に申請し、決定通知を添付してください。
- ⑤ 県の助成の対象になる場合は、その額を控除しますので、それぞれの受診等証明書（様式第2号）、領収書、決定通知書のコピーを添付してください。

裏面もお読みください。➡

3. 助成金の支給について

- ① 支給申請を提出いただいた後、「富士見町不妊及び不育症治療助成事業助成金支給決定通知書」（様式第5号）において助成金額を通知し、口座振込にて支給いたします。

4. 各請書の請求、提出について

- ① 申請書類は富士見町役場 住民福祉課保健予防係（保健センター）にあります。窓口へ直接持ちに来ていただくか、郵送を希望される方はご連絡ください。また、提出も同様です。

○その他

- ・長野県等が行っている不妊・不育症支援事業の助成もありますので、詳しくは長野県不妊不育専門相談センター（電話 0263-35-1012）又は諏訪保健福祉事務所（電話 0266-57-2926）へご相談ください。
- ・治療の途中で医療機関の変更がありましたら、再度申請が必要となりますのでご連絡ください。また、加入の医療保険と振込口座の変更もありましたらご連絡ください。
- ・一回の認定期間は5年間ですので、さらに継続が必要な場合は、再度認定手続きをお願いします。
- ・助成金の申請は年度途中でも限度額に達した場合には早目に申請をお願いします。年度ごとの締めになりますので、申請は年度内をお願いします。



内容や流れの質問など、お気軽にご相談下さい。

〔お問い合わせ・申請書類提出先〕
〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777
富士見町役場 住民福祉課 保健予防係 （保健センター）
電話 0266-62-9134（直通）